

議第 29 号

飛驒農業共済事務組合の解散について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、令和 2 年 3 月 31 日をもって飛驒農業共済事務組合を解散することについて、別紙のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

農業共済事業の効率化、合理化を目指して、令和 2 年 4 月 1 日に県下全域を対象とした農業共済組合を設立するため、飛驒農業共済事務組合を解散することについて、議会の議決を求めるもの。

別紙

飛驒農業共済事務組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定に基づき、飛驒農業共済事務組合の解散について、次のとおり定める。

1. 解散の期日

令和 2 年 3 月 31 日をもって解散するものとする。

2. 解散の理由

農業共済事業のより一層の効率化、合理化を目指して、令和 2 年 4 月 1 日に県下全域を対象とした農業共済組合を設立するため、飛驒農業共済事務組合を解散しようとするものである。

3. 事業の譲渡

解散に伴い、飛驒農業共済事務組合農業共済条例に基づき行っている残存する共済事業の全部を岐阜県農業共済組合に譲り渡すものとする。

4. 事務運営負担金残額及び岐阜県市町村職員退職手当組合負担金返還額の移行

事務運営負担金残額及び岐阜県市町村職員退職手当組合脱退に係る負担金返還額については、下記のとおり移行するものとする。

移行先	移行割合（％）
	事務運営負担金累計額の負担割合による按分率
高山市	54.75
飛驒市	21.32
下呂市	21.44
白川村	2.49

※ 移行額は円単位とし、端数処理は高山市への移行額で行う。